

後措置)ヲ削リテハ如何トノ議平沼顧問官ヨリ出テ富
井委員長穂積議長江木顧問官等論議ヲ重ネタ
ルカ結局希望事項ノ第二ニ付テハ別ニ議長ヨリモ直
接總理大臣ニ交渉ヲ為スコトトシ第三ニ付テハ文句ヲ
修正シテ孰レモ存置ニ決ス

缺ニ臨ミ二上書記官長ヨリ審査決定ノ日ニ於ケル缺
席者平山顧問官(本日出席)ノ署名ヲ如何ニスルヤ
ヲ諮リタルニ結局決議ニ與ラサル旨附記スルニ決ス
富井委員長閉會ヲ宣ス

(午後五時閉會)

幼稚園令外一件第一回審査委員會

大正十五年三月三十一日(水曜日)本院事務
所ニ於テ開會

出席者

穂積議長

審査委員長

石黒顧問官

審査委員

中村顧問官

山縣顧問官

山川顧問官

黒田顧問官

江木顧問官

八代顧問官

國務大臣

岡田文部大臣

説明員

山川法制局長官

森山法制局参事官

松浦文部次官

關屋文部省普通學務局長

村上書記官

堀江書記官

(午後一時三十分開會)

石黒委員長開會ヲ宣シ先ツ議案ニ對スル當局ノ説
明ヲ求ム

岡田文部大臣議案ノ二件即千幼稚園令及小學校

令中改正ノ件ノ立案ノ理由及其ノ内容ノ大體ヲ説
明ス

石黒委員長ハ先ツ幼稚園令ニ付質問ヲ求ム

八代顧問官ヨリ幼稚園ノ保育方法、幼児ノ服装等

ニ関シ質問アリ岡田文部大臣関屋普通學務局長

之ニ答辯ス

江木顧問官及山縣顧問官ヨリ幼稚園ノ入園ハ獎勵

スルヤニ関シ質問アリ岡田文部大臣之ニ答フ

石黒委員長ヨリ保育及傳染病ニ関スル統計ニ付質

問アリ岡田文部大臣及関屋普通學務局長ノ之ニ對ス

ル答辯アリ

右終テ逐條ノ質問ニ移ル

(堀江書記官朗讀)

第二條ニ関シ八代顧問官ヨリ第六條ノ年齢及第

八條ノ檢定ニ関シ石黒委員長及八代顧問官ヨリ

各質問アリ岡田文部大臣一々之ニ答フ

尚第十一條ニ關スル石黒委員長及江木顧問官ノ

質問ニ對シテハ関屋普通學務局長及山川法制局

長官ノ答辯アリ

次ニ石黒委員長ハ小學校令中改正ノ件ヲ付議ス

先ツ山川、江木兩顧問官ヨリ大體ニ関スル質問アリ
リ岡田文部大臣、之ニ對スル答辯アリ

(堀江書記官逐條朗讀)

次ニ松浦文部次官ヨリ逐條ニ付説明アリ

第二十條ノ体操ニ関シハ代顧問官トノ間ニ回答
アリ同條第五項ノ實業科目ノ選擇ニ関シ江木
顧問官ヨリ質問アリ松浦文部次官及岡屋普通
學務局長之ニ答辯ス

右ニテ一應質問終了ト認メ石黒委員長閉會ヲ宣
ス

(午後四時二十分閉會)

幼稚園令外一件第二回審査委員会

大正十五年四月五日(月曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

審査委員長

石黒顧問官

審査委員

中村顧問官

山縣顧問官

臨
察
院

山川顧問官

黒田顧問官

江木顧問官

八代顧問官

説明員（但し中途ヨリ出席）

松浦文部次官

関屋文部省普通學務局長

菊池文部書記官

二上書記官長

村上書記官

堀江書記官

（午前十時開會）

石黒委員長開會ヲ宣シ各件ニ付意見ヲ求ム

幼稚園令ニ付テハ各員異議ナシ

小學校令中改正ノ件ニ付テハ

江木顧問官ヨリ第二十條ノ原案ニ實業ノ數科目

ヲ置キタル場合選擇科目ト為スコトヲ得ルカ如ク

規定セルヲ不可トシ此ノ場合児童ヲシテ必ス其ノ一

科目ヲ選擇セシムル趣旨ニ改ムヘシトノ意見ヲ提出
シ次テ兒童ヲシテ實業ノ教科目自由選擇ヲ許ス結
果同一科目ヲ學習セムトスル兒童ノ多數ニ上リ為ニ
學級増加等市町村ノ負擔ニ影響ヲ及ホスノ虞ナキ
ヤノ質問ヲ提出ス

右ノ修正意見ニ對シテハ各員賛同シ尚右ノ質問ハ
直ニ文部當局ヲ招致シテ之ヲ質スコトニ決ス

(松浦文部次官、関屋普通學務局長及菊

池文部書記官出席ス)

江木顧問官ヨリ前陳ノ質問ヲ陳ハタルニ對シ松浦

文部次官ノ答辯アリ

次テ二上書記官長ヨリ西案ノ附則第一項(施行期

日ニ關スル)削除ニ付松浦文部次官トノ間ニ問答アリ

右終テ文部當局ノ退席ヲ求メ委員ノ協議ニ移ル

二上書記官長ノ附則削除意見ニ各員同意ス依テ

小學校令第二十條ニ關スル前記ノ修正ト共ニ書記

官長ニ於テ改案方當局ト協議ヲ為スコトトシ尚

其ノ成立ノ上ニ審査報告書ノ作成ハ委員長ニ一任

スルコトニ決ス

右終テ石黒委員長閉會ヲ宣ス

(午前十一時三十分閉會)

工場法施行令中改正ノ件第一回審査委員會

大正十四年十一月二十八日(土曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

審査委員長

伊東顧問官

審査委員

富井顧問官

平山顧問官